

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	第2回成年後見制度利用促進協議会
開 催 日 時	令和6年9月25日(水) 午後1時30分～午後3時00分
開 催 場 所	伊勢崎市役所本館5階職員研修室
出 席 者 氏 名	(委員) 堀川会長、細井副会長、山本委員、町田委員、関根委員、茂木委員、徳江委員 (事務局) 【高齢政策課】 関口課長補佐、小暮主査 【地域包括支援センター】 瀧澤主幹、有岡主査 【障害福祉課】 澁谷主査 【障害者センター】 北嶋所長 【伊勢崎市社会福祉協議会】 田島相談員、高橋相談員
傍 聴 人 数	0人(公開)
会 議 の 議 題	1 開会 2 協議事項 (1) 成年後見制度利用促進に係る中核機関の周知方法について (2) 成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望について (3) 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画について 3 その他 4 閉会
会 議 資 料 の 内 容	1 次第 2 委員名簿 3 開設案内チラシ、専門相談チラシ、周知啓発リーフレット、広報いせさき10月号、伊勢崎市ホームページ、いせさき情報メール(開設案内)(資料1) 4 成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望、支援者向け研修開催要項(資料2) 5 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画(案)(資料3)

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1 開会

2 協議事項

(1) 成年後見制度利用促進に係る中核機関の周知方法について

事務局から令和6年10月1日開設予定の伊勢崎市成年後見相談センターに係る開設案内チラシ、専門相談チラシ、周知啓発リーフレット、広報いせさき10月号、伊勢崎市ホームページ及びいせさき情報メール（開設案内）（資料1）について報告した。

【委員の質問】

- ・いせさき情報メールは、いつ配信するのか。

【事務局回答】

- ・センター開設に合わせて、令和6年10月1日の午前8時30分を予定している。また、当該情報メールについては、今後も定期的に配信をしたいと考えている。

【委員の質問】

- ・チラシやリーフレットなどは、各関係機関に何部ずつ配布をしたのか。

【事務局回答】

- ・開設案内チラシは10部ずつ、周知啓発リーフレットは25部ずつ配布する。

【委員の質問】

- ・当該チラシ、リーフレットなどは、障害者センターにも配布をするのか。

【事務局回答】

- ・障害者基幹相談支援センターには配布済みであるが、障害者センターには未配布であったため、必要部数配布する。

【委員の質問】

- ・チラシ等を配布した金融機関とは、市内の主要な金融機関のことか。

【事務局回答】

- ・支店や郵便局を含む、市内の主要な金融機関に配布済み。

(2) 成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望について

事務局から成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況と今後の展望、支援者向け研修開催要項（資料2）について説明し、意見を聴取した。

【委員の質問】

- ・協議会について、令和8年度より社会福祉協議会に委託することを考えているとの説明があったが、委託料は支払われるのか。

【事務局回答】

- ・協議会に係る委託料については、今後協議していきたい。

	【委員の質問】 ・（令和9年度から市民後見人養成講座の実施を考えている、との報告を受け）市民後見人の養成は、一般の人に募集を掛けて養成をしていくのか。 【事務局回答】 ・市民後見人の養成については、まだ内容など検討に至っていないが、一般の人（市民）を募集し、研修を受けてもらうことを想定している。 【委員の質問】 ・事務局からの説明にもあったが、法人後見と同時期に市民後見人の養成を実施することを考えているのか。 【事務局回答】 ・館林市などの事例をみると、市民後見人養成講座修了者を日常生活自立支援事業の生活相談員か法人後見の法人後見支援員として雇用し育てて、市民後見人の選任につなげていくという事例があるため、市民後見人養成講座と法人後見は同時期の実施が望ましいと考えている。 【委員の意見】 ・館林市の事例は有名などころではあるが、当初から生活相談員や法人後見支援員への雇用を想定していたわけではなく、市民後見人養成講座が進む一方で、家庭裁判所での市民後見人の選任がなかなかされないという現状から、半ば修了者の避難口的な方法として確立された経緯がある。その一方で、ここ最近の裁判所の資料を見ると、市民後見人の選任は0ではなくなっており、状況が変わってきているため、修了者の法人後見支援員等への雇用ありきの考え方ではなく、随時状況を見ながら制度設計をしていくと良いのではないか。 【委員の意見】 ・群馬県内では7，8年前に自治体の養成講座修了者が初めて市民後見人として選任されたが、その時は自治体から家庭裁判所に推薦状のようなものが提出され選任に至ったと聞いている。そのため、市からの推薦状などがあると市民後見人は選任されやすいのではないか。 【委員の質問】 ・令和7年度から実施を検討している出張相談（アウトリーチ）について、どのような方法を考えているのか。 【事務局回答】 ・在宅で動けない人や入院中の人など来所できない人へのアプローチが重要なため、そういった人を対象にアウトリーチを実施したいと考えている。 【委員の質問】 ・施設へ出張して相談会などを実施することは考えているのか。 【事務局回答】 ・なかなか、（相談会などを含む様々なニーズに対する）御用聞き的なことまでできないと考えている。まずは、来所はできないが成年後見制度に関するニーズがある人のところに出張相談ができればと思っている。
--	--

	【委員の質問】 ・市長申立になる以前のちょっとした相談でも障害福祉課の職員が病院などに相談に赴くことがあるが、そういった業務も今後、当該センターに受け持ってもらえることができるのか。 【事務局回答】 ・今後、市とセンターとでワーキングを行い、市とセンターの業務分担などについて協議していきたいと考えている。 (3) 伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画について ・前回協議会や地域福祉計画策定委員会での意見を踏まえて作成した基本計画（案）（資料3）について説明し、意見を聴取した。 【委員の質問】 ・現状と課題の「療育手帳を所持する知的障害者や精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加…」とあるが、年々増加しているのは、“手帳を所持している知的障害者や精神障害者”なのか、それとも“手帳も所持している知的障害者や精神障害者”どちらにも捉えることができるが、どちらの意味合いか。 【事務局回答】 ・手帳所持者と障害者の人数はほぼ同義と捉えている。 【委員の質問】 ・それであれば「療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加…」と表記した方がわかり易いのではないか。 【委員の意見】 ・制度の利用支援（市の取り組み）の「更なる周知・拡充に努めて」とあり、これは市長申立てと費用助成（利用支援事業）のことだと思うが、「拡充」という表記は正しいのか。 【委員の意見】 ・中核機関の役割の①広報・啓発の推進のリーフレット配布先に「障害者基幹相談支援センター」も加えた方は良いのではないか。 【委員の意見】 ・上記、同文中の「高齢分野や障害福祉分野等の」表現について。「高齢分野」ではなく、「高齢福祉分野」と表記した方が良いのではないか。 【委員の意見】 ・上記、同文中の「不十分になった場合に備え、あらかじめ自ら後見人を定めておく任意後見制度や」の「不十分になった場合に備え」は意味がわかりにくいので削除した方が良いのではないか。また、「あらかじめ自ら後見人を定めておく」は、あらかじめ“後見人”を定めておけるわけではないので「任意後見人になる人」や「任意後見人候補者」などの表現に変えた方が良いのではないか。 【委員の意見】
--	--

	・②相談機能の強化の「1 次的な相談窓口」、「2 次的な相談窓口」という表記について。市民に向けた表現としてはわかりにくいのではないか。 【委員の意見】 ・当該基本計画の冒頭の文章「本市では専門職による専門的助言等の支援や確保、地域連携ネットワークの構築」について、「専門職による専門的助言等」の前に「地域連携ネットワークの構築」が入るのではないか。 【事務局回答】 ・これらの表現については、今後見直していきたい。 【委員の質問】 ・当該基本計画は、位置取りとしては地域福祉計画のどこに入る予定なのか。 【事務局回答】 ・位置取りとしては、中盤より後ろの方で章立てとなる。「施策の展開」という章の中で、施策のひとつとして権利擁護・成年後見制度の推進として掲載される予定。 3 その他 事務局より次回の協議会の日程について、地域福祉計画（案）のパブリックコメントの実施結果を踏まえて、1 2 月頃実施する予定であったが、スケジュールに若干のずれが生じていることから、次回については未定とし、改めて日程調整することとしたい。それに伴い年内の実施は難しくなることと、場合によって第 4 回目は開催しない場合もあり得ることを報告した。 4 閉会
--	--